

令和3年3月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

工事契約等書式の押印見直しについて

旭川市では、事務の簡素化や利便性向上のため、契約課（工事担当）が発注する工事等において使用する申請書や届出書の押印を基本的に廃止することとしましたのでお知らせします。

つきましては、令和3年4月1日以降は、申請書等に押印が必要ありませんので御承知願います。

ただし、契約書（準ずる書類を含む。）、入札書及び委任状は、これまでどおり押印が必要ですのでご注意ください。

新しい様式は、令和3年4月1日に旭川市ホームページの契約関係書式（工事）の箇所に掲載します。

【これまでどおり押印が必要な書類（代表的なもの）】

- ◇ 契約書
- ◇ 仲裁合意書
- ◇ 共同企業体協定書
- ◇ 入札書
- ◇ 委任状
- ◇ 保証書返還に係る受領書